

第 15 章 準備書についての知事の意見

第15章 準備書についての知事の意見

「(仮称)埼玉中部資源循環センター整備事業環境影響評価準備書」に対し、「埼玉県環境影響評価条例」第8条第1項の規定に基づき埼玉県知事から提出された意見は、以下のとおりである。

15.1 全般事項

- (1) 施設配置計画の具体化に伴う搬出入車両出入口の数及び位置の変更により生じた環境影響の変化について、各項目における調査、予測等が対応しているかが分かるように記載すること。
- (2) 既存施設(埼玉中部環境センター)との同時稼働による影響について、各項目の予測、評価においてどのように見込んでいるかを明らかにすること。
- (3) 予測・評価の条件や根拠等を明確にし、広く一般的に理解し易いものとなるよう努めること。
- (4) 付帯施設や緑地を含む施設整備計画を具体化し、予測・評価の前条件が変化した場合には、該当部分について見直しを行うこと。

15.2 調査、予測及び評価について

15.2.1 大気質・騒音・振動・悪臭

予測結果が基準若しくは目標を満たしている場合であっても、予測の不確実性を考慮し、車両の走行及び施設の稼働が周辺の住宅や農地に及ぼす影響を可能な限り低減するよう、事業実施段階においても追加の環境保全措置を講ずること。

15.2.2 水質・水象

- (1) 造成時等の工事に伴う市野川への排水について、工事の時期や工程によって影響が異なるため、影響が最大になると想定した時期及び工程を示すとともに、環境保全措置を明らかにするだけに止まらず、予測の結果及び環境保全措置の効果について具体的に記載すること。
- (2) 通常稼働中に限らず、休炉中に発生する施設排水の扱いについての考え方を記載し、必要に応じて調査、予測及び評価を行うこと。

15.2.3 地盤

自然堤防間の低地と思われる計画地の敷地全体に1m程度の盛土を行う計画であることから、地盤沈下を考慮し、建屋境界部などで埋設配管等の破損がないよう工事計画を策定すること。

15.2.4 動植物・生態系

施設の存在による影響が過小評価されており、環境保全措置の検討が不十分である。水田及び樹木に依存する動植物の生息環境を保全するため、事業地内に好適なビオトープを設置する等、更なる環境保全措置を検討すること。

15.2.5 景観

計画地周辺に所在する住宅地からの眺望の変化が小さいとは言えないため、高木・中木の混植による遮蔽や、建物の色彩・形状の調整等、より具体的な環境保全措置を検討すること。

15.2.6 史跡・文化財

自然堤防内等では埋蔵文化財包蔵地以外でも文化財が発見される事例があることから、工事着手前の調査や文化財発見時の対応等について検討すること。

15.2.7 廃棄物

資源化できない不適物の発生についても想定し、必要に応じて調査、予測及び評価を行うこと。

15.2.8 温室効果ガス

国及び県の計画や同規模施設の事例を勘案し、より定量的な環境保全目標を記載すること。